

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年8月15日から25年2月28日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（適用事業所名は、C社D事業所E部）における資格取得日に係る記録を23年8月15日、資格喪失日に係る記録を25年2月28日とし、当該期間の標準報酬月額を23年8月から同年11月までは3,300円、同年12月から24年4月までは5,100円、同年5月から25年1月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から25年2月28日まで

私は、昭和21年5月1日にC社D事業所に入社し27年5月31日まで勤めた。この間、同社の解散、組織再編があったが、23年8月以後、A社の職員として、同社B事業所に勤務していたのに、同年8月1日から25年2月28日までの間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 F事業所が保管するA社B事業所に係る従業員台帳によると、申立人は「昭和23年8月*日付雇入れ、27年5月*日退職」との記録が確認できるとともに、F事業所の担当者は、「申立人が昭和23年8月14日以降、A社の正規職員として勤務していたことは間違いない。」と証言している上、元同僚3人が、「申立人は申立期間も当該事業所に継続して勤務していた。」と証言していることから判断すると、申立人は申立期間について同社に勤務していたことが認められる。

一方、申立人が勤務していたC社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、C社D事業所E

部（＊）とC社D事業所（＊）の二つが確認できるところ、C社D事業所E部（＊）に係る被保険者名簿によると、唯一被保険者資格を有していた申立人が、昭和23年8月1日付けで資格喪失していることが確認できる。

また、C社D事業所（＊）に係る被保険者名簿によると、昭和23年8月1日時点で被保険者資格を有する13人全員が、同日付けで被保険者資格を喪失し、当該13人中7人は、申立人が同日付けで資格喪失したC社D事業所E部（＊）において、同月15日付けで再度、被保険者資格を取得するとともに、A社B事業所がG社H事業所（オンライン記録上の適用事業所名は、I社H事業所）として適用事業所となる（25年3月1日）前日の25年2月28日付けでD事業所E部（＊）に係る被保険者全員が、資格喪失していることが確認できる。

さらに、C社D事業所E部（＊）が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日で資格喪失した者が11人確認できるところ、I社H事業所に係る被保険者名簿において、全員が、同社H事業所（G社H事業所 ＊）の新規適用日に資格取得していることが確認できる。

加えて、申立人を記憶する元同僚3人のうち2人は共に、「D事業所の常勤従業員は全員正職員であり、厚生年金保険に全員が加入していたと思う。」と供述している。

なお、F事業所が提出した資料により、C社は昭和23年8月＊日に解散し、自由意思により結成されたJ事業所を会員として、同日付けでA社が設立されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和23年8月＊日のC社の解散に伴い、同月1日付けで、同社D事業所に係る職員の厚生年金保険被保険者資格の喪失を届け出したものの、A社の発足（23年8月＊日）以降も、同社B事業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間、C社D事業所E部（＊）を適用事業所として、同社B事業所の職員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえ、申立人は、当該期間当時、A社B事業所（適用事業所名は、C社D事業所E部）で勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社B事業所に係る申立人の従業員台帳の記録及びC社D事業所E部に係る被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者資格を取得していることが確認できる申立人と同世代の男性元職員の記録から、昭和23年8月から同年11月までは3,300円、同年12月から24年4月までは5,100円、同年5月から25年1月までは5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人の当該期間に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被

保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時は、社会保険出張所）は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年8月15日から25年2月28日までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和23年8月1日から同月14日までの期間については、F事業所では、「社会保険事務所への届出や保険料納付、保険料の給与からの控除については、関係資料がないため不明である。」と回答している上、申立人が継続して勤務していたことを証言している元同僚についても、上記の被保険者名簿において、当該期間の記録はない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年3月28日から同年8月27日までの期間について、事業主は、申立人が同年3月28日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、保険出張所）に対して行ったと認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月27日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月1日から20年9月1日まで

私は、昭和19年8月1日から20年9月1日までの間、A社B事業所にC職として勤務していたが、年金記録が抜けているので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和20年3月28日から同年8月27日までの期間については、A社B事業所が保管する申立人に係る社員名簿によると、「20年3月*日雇入、同年8月*日解雇」と記載されていることから、申立人が当該期間に、同事業所において勤務していたことが確認できる。

また、A社B事業所が保管する厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が昭和20年3月28日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の記録が確認できる上、申立人に係る厚生年金保険の記号番号の欄によると、前後の番号から記号番号「*」と思われるところ、当該欄に記載されている記号番号を二重線で消除し、申立人が申立期間前に勤務した事業所において取得した厚生年金保険記号番号「*」が記載されていることが確認できる。

さらに、日本年金機構D事務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記号番号「*」の欄には、申立人の氏名、及び「欠番*

を重複整理」との記載が確認できる上、当該払出簿に記載されている申立人の前後 20 人の氏名及び資格取得日は、A社B事業所が保管する上記の厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

一方、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立期間当時の被保険者記録が見当たらないところ、日本年金機構D事務センターは、「当該期間に係る被保険者名簿が見当たらない理由は不明であるが、戦災による焼失の可能性がある。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において適切な記録管理が行われていなかったことがうかがえることから、事業主は、申立人が昭和 20 年 3 月 28 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、申立人の同社における同被保険者の資格喪失日については、A社B事業所が保管する申立人の社員名簿に記載されている解雇年月日により、同年 8 月 27 日とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 19 年 8 月 1 日から 20 年 3 月 27 日までの期間及び同年 8 月 28 日から同年 9 月 1 日までの期間については、上記のA社B事業所が保管する社員名簿において、申立人が当該期間に勤務していたことが確認できない上、申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員 195 人のうち、オンライン記録により連絡先の判明した 14 人を調査したところ、このうち 11 人は既に死亡、一人は「申立期間当時は、同社に在籍のまま従軍していたので、知らない。」としており、残りの二人も「申立人のことは知らない。」それぞれと回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態が確認できない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 18 年 8 月 1 日から 20 年 3 月 27 日までの期間及び同年 8 月 28 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 3 月大学卒業後、県に A 職として採用され、B 事業所勤務を命じられ、その後同年 7 月 1 日に本採用となり、C 共済組合に加入し、現在も在職中であるが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私の 1 年後輩には 46 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで同記録がある。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録の写しにより、申立人は、昭和 45 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間、A 職として、D 事業所に在籍し、同年 7 月 1 日から E 職に任命され、引き続き同事業所職員として勤務していることが確認できる。

しかしながら、D 事業所の担当者は、「申立人のように F 職で採用された者は、資格を取得するまでの間は、地方公務員法第 22 条に規定する臨時職員に該当するため、現在は、共済組合でなく、厚生年金保険に加入させているが、申立期間当時については、資料がなく不明である。」と回答しているところ、オンライン記録により、昭和 45 年及び 46 年に F 職で採用された者として申立人が名前を挙げた者に係る被保険者記録によると、昭和 46 年に採用された者については、共済組合に加入するまでの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、申立人と同様、45 年に採用された者については、共済組合に加入するまでの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、D 事業所では、同年に F 職として採用した者については、正式採用されるまでの期間、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらず、県の担当者は、「厚生年金保険に加入していない者から、厚生年金保険料を控除することは無い。」としている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月 1 日から 33 年 1 月 11 日まで
② 平成 10 年 12 月 1 日から 11 年 2 月 16 日まで

私は、申立期間①の間、A市にあったB社又はC社に、D職やE職として勤めてF職に従事した。また、申立期間②については、昭和 43 年 11 月 1 日にG社に入社し定年まで勤めた後、同社の子会社のH社に異動し平成 11 年 2 月 16 日まで勤めた。B社又はI社での在勤期間（申立期間①）、及びH社での 10 年 12 月 1 日以後の在勤期間（申立期間②）とも厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「A市に所在し、社長がJ氏だったB社又はI社で勤務した。」と主張しているところ、B社の複数の元従業員が、「B社の近くに、同業のI社があり、業務を行っていた。社長はJ氏であった。」と証言している上、B社の元事務担当者が、「申立人の名前に記憶はある。仕事が忙しい時、近くにあったI社などの同業者から労務提供を受けていたので、申立人は、労務提供を受けていた会社の従業員かもしれない。」と証言していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間①において、I社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間①において、A市内にK社、L社、M社、I社という名称の適用事業所は確認できない。

また、商業登記簿謄本により、昭和 29 年 1 月 * 日にA市において、申立人が、社長として記憶するJ氏をO社員とするK社が設立されていることが確認できるものの、当時の事業主であるJ氏の連絡先は不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入について確認できない。

さらに、申立人は、申立期間①当時の元同僚3人を記憶しているが、姓のみの記憶であることから、当時の元同僚を特定できず、照会することができないため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の氏名は確認できず、申立期間において健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然なところもうかがえない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、市において、H社という名称の適用事業所は確認できない上、申立人は、申立期間②当時の元同僚二人を記憶しているが、姓のみの記憶であり、当時の元同僚を特定することができず、照会することができないため、当時の状況について確認できない。

また、G社の現在の管理部担当者によると、「H社は、平成11年5月*日に解散した当社の子会社で、従業員は当社の出向者であり、厚生年金保険は当社本社において一括で手続をしていた。申立人は当社を定年（平成8年ごろ）退職した後、P職としてH社へ出向していたと思う。」と証言している。

さらに、G社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しによると、申立人の同社の退職年月日は平成10年11月*日であることが確認でき、申立人の被保険者記録はオンライン記録と一致する。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人はG社を平成10年11月*日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 52 年 3 月 1 日まで

私は、A社に勤務していたが、元同僚には厚生年金保険の被保険者記録があるのに対し、私については申立期間の被保険者記録がすべて欠落しており、納得できない。その欠落している期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間のころにA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元従業員の証言からは、申立人の勤務期間を特定することができない上、A社は平成 21 年 5 月に解散しており、解散当時の代表取締役である申立人は、「申立期間当時の社会保険関係の資料は保管していない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社の元従業員の一人は、「申立人は正社員として入社した。A社においては、正社員は全員、厚生年金保険や雇用保険に加入していた。」と証言しているが、申立期間について同社は厚生年金保険の適用事業所ではあるものの、同社が雇用保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 4 月であり、申立期間は同社が雇用保険の適用事業所となる前の期間である。

このほか、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2076 (事案 275 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 15 日から 36 年 12 月 16 日まで
満 60 歳の年金裁定請求時に、脱退手当金を受給しているとの理由により、A社支店に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が削除されていることを知り驚いた。私は、それまで、脱退手当金制度があることさえ知らなかったし、脱退手当金を受け取った記憶もない。
今回の申立てについて新たなことはないが、同社B支店で当時働いていたCさん、Dさんに話を聞いてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間において勤務していたA社においては、申立人を含め退職者の脱退手当金について、事業主による代理請求が行われていたものと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りはないなど、支給決定に至る一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 12 月 10 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、E社F支店における当時の元同僚二人から話を聞いてほしいとして、再度申し立てている。

しかしながら、申立人が話を聞いてほしいとする元同僚二人のうち、一人は脱退手当金を受領していないことが確認でき、「私は、退職時に一時金がもらえるとの話を会社で聞いて社会保険事務所(当時)に出向いたところ、社会保険事務所の窓口職員から説明を聞いて、脱退手当金の請求をやめた。」と本人が請求手続を行っていた旨の証言をしているものの、当該元同僚の資格喪失月は、申立人の資格喪失月から8年8か月後の昭和45年8月であり、申立人と

は時期が相違する。

また、残りの一人は、照会文書を送付しても回答が得られないものの、オンライン記録によると、同社に係る被保険者資格喪失月（40年3月）から2か月後の40年5月に脱退手当金を受領していることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2077 (事案 1009 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで
② 昭和 34 年 8 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 32 年の春に A 社に入社し、主に B 社の業務をしていた。また、C 等を運搬するのに資格が必要となった初年度に、同社で講習と実技試験を受け、同資格を取得した。前の会社ではもらっていなかった健康保険被保険者証と厚生年金保険被保険者証を持っていたことを覚えている。

前回の申立てに係るあっせん文書を読むと、元同僚の証言により、私の勤務期間が確定し、昭和 33 年 4 月 1 日に厚生年金保険資格を取得し、34 年 8 月 1 日に同資格を喪失したとのことであるので、第三者委員会の場で、その証言をした元同僚と合わせてもらった上で、申立期間のすべてを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 元同僚の証言から、申立人が A 社に昭和 32 年 4 月ごろから勤務していたことが推認できること、ii) 申立人自身が同社を辞めた時にも在籍していたとする元同僚の同社における被保険者資格喪失日が 34 年 8 月 11 日であること等から、申立人が同社に少なくとも 34 年 7 月末までは勤務していたものと推認できること、iii) 元同僚 3 人が、同社では全員が正社員で、厚生年金保険に加入していたと証言しており、そのうち二人は 1 年程度の試用期間があったことを証言していること、iv) 社会保険事務所 (当時) の同社に係る関係資料の保管状況から、申立人に係る年金記録の管理が適切であったとは認められないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、当初の申立期間であった昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 までの期間のうち、33 年 4 月 1 日から 34 年 8 月 1 日までの期間については年金

記録の訂正を行う必要があるとする旨、平成21年10月26日付けで通知が行われ、既に年金記録の訂正が行われている。

今回、申立人は、自身が申し立てている内容と異なる元同僚の証言により判断されるのは納得できず、前回の申立てにおいて記録訂正が認められなかった期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとの再申立てを行っているが、新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 1 月 19 日まで

私は、自営業を営んでいたが、仕事が暇になり、募集広告を見て、昭和 49 年 8 月 23 日に A 社に入社した。しかしながら、当初の話と仕事内容が違っていたので、50 年 1 月 19 日に退社した。49 年 9 月の給料明細には、「翌月から厚生年金保険料を徴収する」とあり、同年 10 月から 50 年 1 月に退職するまでの給与から、厚生年金保険料が引かれていたと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 49 年 9 月の給料明細及び 50 年 1 月 19 日に A 社の事業主に退職を申し出たこと等を記載した日記帳及び元同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において、同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の給料明細には、健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料について「来月から徴収します。」と記載されていることが確認できるものの、申立人は、申立期間に係る給料明細を保管しておらず、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

また、A 社の現在の事業主は、「当時の雇用形態は様々であり、厚生年金保険に加入しない者もいた。加入しない者の給与から厚生年金保険料は控除しない。」と回答しており、申立期間当時の経理担当者を含む複数の元従業員も同様の証言をしている。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。